

七宗町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>第1項 目的</p> <p>略</p> <p>第2項 計画事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この計画は、風水害等災害に対し町、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を具体的に整理した実施細目(マニュアル)等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。</p> <p>(3) から(7)まで略</p> <p>第3項 想定する災害</p> <p>第4項 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年(おおむね梅雨期前)検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。</p> <p>第5項 他計画との関連</p> <p>第6項 計画の徹底</p> <p>第7項 計画の用語</p> <p>第2節 防災に関する組織</p> <p>第1項 七宗町防災会議</p> <p>略</p> <p>第2項 実施責任</p> <p>略</p> <p>第3項 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>1. から2. まで略</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>(1) から(8)まで略</p> <p>(9) 気象庁(岐阜地方気象台)</p> <p>(10) から(13)まで略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、ソフトバンク株式会社</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 中部電力パワーグリッド株式会社</p> <p>(4) から(12)まで略</p> <p>6. から7. まで略</p> <p>第4項 住民等の基本的債務</p> <p>略</p> <p>第5項 七宗町地域の概要</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・性質等</p> <p>1. 目的</p> <p>略</p> <p>2. 計画事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この計画は、風水害等災害に対し町、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時に講ずべき対策等を具体的に整理した実施細目(マニュアル)等については、更に関係機関において別途定めることを予定する。</p> <p>(3) から(7)まで略</p> <p>4. 想定する災害</p> <p>3. 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年(おおむね梅雨期前)検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。</p> <p>5. 他計画との関連</p> <p>6. 計画の徹底</p> <p>7. 計画の用語</p> <p>第2節 防災に関する組織</p> <p>1. 七宗町防災会議</p> <p>略</p> <p>2. 実施責任</p> <p>略</p> <p>第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>1. から2. まで略</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>(1) から(8)まで略</p> <p>(9) 岐阜地方気象台</p> <p>(10) から(13)まで略</p> <p>4. 略</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社他通信機関</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 中部電力株式会社</p> <p>(4) から(12)まで略</p> <p>6. から7. まで略</p> <p>第4節 住民等の基本的債務</p> <p>略</p> <p>第5節 七宗町地域の概要</p>

1. 略
2. 社会的特徴

(1) 人口

町の人口総数は、平成23年4月1日時点では4,640人であったが、3,693人(令和2年4月1日現在)となっている。男女別内訳は、男性1,752人、女性1,941人である。世帯数は、1,513世帯から1,441世帯となっている。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成22年には4,484人であったが、令和2年には3,402人で減少傾向となっている。

(2) から (5) まで略

3. 自然災害等

(1) から (3) まで略

(4) 火災

略

年	建物	林野	車両	その他	計 (件)	年	建物	林野	車両	その他	計 (件)
平成18年	2				2	平成26年		2			2
平成19年				3	3	平成27年	1				1
平成20年			1		1	平成28年	2		2		4
平成21年	2			1	3	平成29年				1	1
平成22年			1	2	3	平成30年		1		1	2
平成23年				1	1	令和1年				3	3
平成24年						令和2年	2				2
平成25年	2			4	6						
							11	3	4	16	34

第6項 七宗町災害対策本部の組織

略

1. から2. まで略

3. 分担任務

(1) 各組織の分担任務等は、次のとおりとする。

担当職		分担任務
部等	班	
住民部	福祉班	1. 義援金品の募集、配分に関する事 2. 福祉施設被害の調査、報告及び災害対策に関する事 3. 被災者に対する生活資金の融資及び生活保護に関する事 4. 町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団との連絡調整に関する事 5. ボランティアの受入れ調整に関する事 6. 災害用主要食料の確保に関する事 7. 被災者、災害関係職員等に対する食料の配給炊出に関する事 8. 行方不明者の公表及び連絡調整に関する事

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1. 略
2. 社会的特徴

(1) 人口

町の人口総数は、平成20年4月1日時点では4,913人であったが、3,880人(平成30年4月1日現在)となっている。男女別内訳は、男性1,835人、女性2,045人である。世帯数は、1,545世帯から1,442世帯となっている。

国勢調査による人口の推移についてみると、平成17年には4,870人であったが、平成27年には3,876人で減少傾向となっている。

(2) から (5) まで略

3. 自然災害等

(1) から (3) まで略

(4) 火災

略

年	建物	林野	車両	その他	計 (件)	年	建物	林野	車両	その他	計 (件)
平成15年			1		1	平成23年				1	1
平成16年	1		1	1	3	平成24年					
平成17年	1			1	2	平成25年		2		4	6
平成18年	2				2	平成26年			2		2
平成19年				3	3	平成27年		1			1
平成20年			1		1	平成28年	2		2		4
平成21年	2			1	3	平成29年	1	1			2
平成22年			1	2	3						
							9	4	8	13	34

第6節 七宗町災害対策本部の組織

略

1. から2. まで略

3. 分担任務

(1) 各組織の分担任務等は、次のとおりとする。

担当職		分担任務
部等	班	
住民部	福祉班	1. 義援金品の募集、配分に関する事 2. 福祉施設被害の調査、報告及び災害対策に関する事 3. 被災者に対する生活資金の融資及び生活保護に関する事 4. 社会福祉協議会、町赤十字奉仕団との連絡調整に関する事 5. ボランティアの受入れ調整に関する事 6. 災害用主要食料の確保に関する事 7. 被災者、災害関係職員等に対する食料の配給炊出に関する事

第2章 災害予防

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

1. 略

2. 推進体制

(1) 「災害から命を守る町民運動」の推進

町は、「想定外の常態化」ともいべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る町民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 略

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から町は県等防災関係機関や、企業等との間で協定を締結や連絡手段の確保など連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 略

(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

略

第2節 防災思想・防災知識の普及

災害を最小限に食い止めるには、町、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な情報やデータを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起り得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病患者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮

1. 略

2. 推進体制

(1) 減災に向けた住民運動の推進

町は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努める。また、その推進に当たっては、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

(2) 略

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から町は県等防災関係機関や、企業等との間で協定を締結や連絡手段の確保など連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) 略

第2項 防災業務施設・設備等の整備

略

第3項 防災思想・防災知識の普及

災害を最小限に食い止めるには、町、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報やデータを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起り得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病患者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方

し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 地域住民に対する普及略

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等)をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ウ 略

エ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

2. から3. まで略

4. 災害伝承

町は、地域住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保管するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第3節 防災訓練

第1項 防災訓練対策

略

1. 基本方針

略

2. 水防訓練

略

(1) から (2) まで略

(3) 実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

3. から4. まで略

5. その他の訓練

略

(1) から (6) まで略

(7) 情報連絡員や応援職員等の派遣

(8) その他

なお、上記(1)の災害警備については、別に定める「岐阜県警察災害警備計画」による。

6. 総合防災訓練

町は、県及び各部門別応急対策実施機関と合同して、次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

の視点に十分配慮するよう努める。

1. 地域住民に対する普及略

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など)をまとめておくこと、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

ウ 略

エ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

2. から3. まで略

4. 災害伝承

町は、地域住民や児童生徒に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保管するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第7節 防災教養訓練対策

第2項 防災訓練対策

略

1. 基本方針

略

2. 水防訓練

略

(1) から (2) まで略

(3) 実地又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

3. から4. まで略

5. その他の訓練

略

(1) から (6) まで略

(7) その他

なお、上記(1)の災害警備については、別に定める「岐阜県警察災害警備計画」による。

6. 総合防災訓練

町は、県及び各部門別応急対策実施機関と合同して、次の対策を総合して訓練を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。さらに、NPO・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。

訓練種目	訓練実施機関
(1) 警報等伝達訓練	気象機関、町、消防団、水防機関、警察機関、通信機関
(2) 通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関(N T T等)
(3) 避難訓練	町、学校、保育園、水防機関、消防機関、警察機関
(4) 救出訓練	町、消防機関、警察機関、自衛隊
(5) 医療訓練	町、日本赤十字社、その他医療機関
(6) 炊出その他救助訓練	町、消防団、自治会、ボランティア団体、NPO
(7) 水防訓練	町、消防機関、水防機関
(8) 消防訓練	消防機関、自治会
(9) その他の訓練	関係各機関、NPO

7. から10. まで略

第2項 防災教養対策
略

1. から11. まで略

第4節 自主防災組織の育成と強化

第1項 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、障害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 地域住民による自主防災組織

(1) から (5) まで略

(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

(7) から (8) まで略

(9) 研修の実施

町、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、町は、連携して地域に根ざした各種の団体（福寿会、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(10) 消防団、駐在所等との連携強化

町及び加茂警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、町は、自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

2. 略

訓練種目	訓練実施機関
(1) 警報等伝達訓練	気象機関、町、消防団、水防機関、警察機関、通信機関
(2) 通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関(N T T等)
(3) 避難訓練	町、学校、保育園、水防機関、消防機関、警察機関
(4) 救出訓練	町、消防機関、警察機関、自衛隊
(5) 医療訓練	町、日本赤十字社、その他医療機関
(6) 炊出その他救助訓練	町、消防団、女性防火クラブ、自治会、ボランティア団体
(7) 水防訓練	町、消防機関、水防機関
(8) 消防訓練	消防機関、女性防火クラブ、自治会
(9) その他の訓練	関係各機関

7. から10. まで略

第1項 防災教養対策
略

1. から11. まで略

第8節 防災上重要地域の予防対策

第3項 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、障害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

1. 地域住民による自主防災組織

(1) から (5) まで略

(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定める。

(7) から (8) まで略

(9) 研修の実施

町、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、町は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(10) 消防団、交番等との連携強化

町及び加茂警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、町は、自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

2. 略

第2項 災害危険地域の予防対策

1. から6. まで略

第3項 地域別災害危険雨量等略

第5節 ボランティア活動の環境整備略

1. ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、行政、町社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2. ボランティアの組織化略

3. 災害ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

なお、町社会福祉協議会は次の要領で災害救援ボランティアの登録を行うものとする。

(1) から (2) まで略

4. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町は、町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

なお、町は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

町はボランティアセンターの運営に積極的に参画するものとする。

(2) 略

(3) ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

5. 略

6. 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、瓦礫、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域応援体制の整備

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

町は、県又は町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2項 災害危険地域の予防対策

1. から6. まで略

第4項 地域別災害危険雨量等略

第16節 ボランティア活動の環境整備計画略

1. ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携の下に、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

2. ボランティアの組織化略

3. 災害救援ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。

なお、町社会福祉協議会は次の要領で災害救援ボランティアの登録を行う。

(1) から (2) まで略

4. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町は、町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、町は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。

(2) 略

5. 略

第17節 広域応援体制の整備

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、町計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとする。

1. から2. まで略

3. その他の応援体制

(1) から (3) まで略

(4) 活動拠点の候補地の選定

自衛隊、警察及び消防機関の応援部隊に対する活動拠点候補地とそれに関する業務については、「岐阜県災害時広域受援計画」にもとづいて別に定める。

第7節 緊急輸送網の整備

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

1. 略

2. 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。

3. 略

4. 略

5. 地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

町は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

第8節 防災通信設備等の整備

略

1. 防災行政無線等の拡充

町は、有線通信が途絶した場合でも住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現地、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、その機能の充実及び一層の信頼性の向上を図る。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努めるものとする。

さらに、災害時における町と防災関係機関との間の通信を確保するための、地域防災無線の整備拡充に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

2. 略

3. 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、町計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

1. から2. まで略

3. その他の応援体制

(1) から (3) まで略

(4) 活動拠点の候補地の選定

自衛隊、警察及び消防機関の応援部隊に対する活動拠点候補地とそれに関する業務については、「岐阜県災害時受援計画」にもとづいて別に定める。

第10節 緊急輸送網の整備

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

1. 略

2. 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図る。

3. 略

4. 略

第11節 災害通信設備及び消防施設用の整備

略

1. 防災行政無線等の拡充

町は、有線通信が途絶した場合でも住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、その機能の充実及び一層の信頼性の向上を図る。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。

さらに、災害時における町と防災関係機関との間の通信を確保するための、地域防災無線の整備拡充に努める。

2. 略

4. 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進するものとする。また、道路管理者は道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努めるものとする。

(2) 情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート(災害情報共有システム)を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

町は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

5. 消防施設等の整備

略

6. 防災公園の整備

略

■七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム

略

第9節 火災予防対策

略

1. 略

2. 消防隊員等に対する教養訓練

略

(1) から (2) まで略

(3) 消防訓練の徹底と、住民を一丸とした地域総合防災訓練を実施する。

(※資料編・資料5 消防団の組織体制等)

3. 略

4. 住民に対する火災予防の徹底

略

(1) 略

(2) 協力機関

防火思想及び火災予防条例の普及は、消防団、危険物安全協会、幼年消防クラブ等の関係団体と協力して行う。

(3) 略

5. 事業所等の消防体制の整備

消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基盤とした自衛消防体制の強化と工場、事業所等に対する自衛消防組織の確立を図るため、幼年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動の万全を期する。

3. 情報システムの高度化等

町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート(災害情報共有システム)を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化、多様化を図る。

4. 消防施設等の整備

略

5. 防災公園の整備

略

■七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム

略

第5節 災害防除に関する予防対策

災害の発生を直接に防止あるいは災害の拡大を防止するための平常時における施設資機材の整備点検及び指導訓練の実施等は、本計画の定めるところによる。

第2項 火災予防対策

略

1. 略

2. 消防隊員等に対する教養訓練

略

(1) から (2) まで略

(3) 消防訓練の徹底と、住民を一丸とした地域総合防災訓練を実施する。

(※資料編・資料7 消防団の組織体制等)

3. 略

4. 住民に対する火災予防の徹底

略

(1) 略

(2) 協力機関

防火思想及び火災予防条例の普及は、消防団、危険物安全協会、幼年消防クラブ、女性防火クラブ等の関係団体と協力して行う。

(3) 略

5. 事業所等の消防体制の整備

消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基盤とした自衛消防体制の強化と工場、事業所等に対する自衛消防組織の確立を図るため、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、自衛消防組織の結成を促進し、「総消防体制」を確立するとともに、火災予防思想の普及あるいは自衛消防活動の万全を期する。

(1) 学校防火訓練等を開催し、幼年消防クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。

(2) 略

6. 略

第10節 水害予防対策

略

1. 略

2. 道路、橋梁の維持補修

略

(1) から (2) まで略

(3) 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行い、危険道路には補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から、逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

3. 指定緊急避難場所

略

(※資料編・資料7-1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・土石流・地震）

4. 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

町は、県が管理している河川の水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、水位計の設置及び避難判断の参考となる水位の設定等を行っている情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。ハザードマップの策定に当たっては、県は支援を行うものとする。

また、河川・ダム管理者は、関係機関との連絡体制を構築し、ダム放流も考慮した、町のタイムライン策定を支援する。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

5. 防災知識の普及

県、町、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発

(1) 学校防火訓練、女性防火教室等を開催し、幼年消防クラブ、女性防火クラブ等を通じて防火思想の普及あるいは家庭防火知識の普及を図る。

(2) 略

6. 略

第1項 水害予防対策

略

1. 略

2. 道路、橋梁の維持補修

略

(1) から (2) まで略

(3) 道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行い、危険道路には補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から、逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

3. 指定緊急避難場所

略

(※資料編・資料9-1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ・土石流・地震）

4. 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

5. 防災知識の普及

県、町、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

6. 体制整備

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

7. 要配慮者利用施設における防災体制の整備

略

第11節 雪害予防対策

略

1. 道路施設等の整備

(1) 凍雪害防止事業

町は、積雪寒冷地域内における道路について、凍上又は融雪により路盤が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に支障を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準(以下、「採択基準」という。)に適合する道路についての路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施するものとする。

(2) 防雪事業

町は、積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所、採択基準に準ずる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行うものとする。

(3) 除雪用機械の整備

町は、道路除雪に必要な除雪ドーザ等、除雪機械の整備を行うものとする。

(4) 道路改築事業

町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下、「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

2. 除雪体制の整備

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、町は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は入札契約方

6. 要配慮者利用施設における防災体制の整備

略

第3項 雪害予防対策

略

(1) 除雪体制の整備冬期を迎えるにあたり融雪剤、除雪用器具等必要数を確保する。

(2) 冬季の道路等の融雪剤散布及び除雪を業者に委託し、通勤者等の交通安全に万全を期するよう努める。

(3) 積雪により電線に木の枝等が触れることがないように、点検に努めるよう関係機関に指示する。

式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。

3. 緊急輸送活動関係

町は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努めるものとする。

4. 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

5. 防災訓練の実施

町は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

6. 防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

第12節 湯水等予防対策 略

1. から6. まで略

第13節 観光施設等予防策 略

1. から2. まで略

3. 町との連絡体制

観光施設の管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示が行えるようにしておくものとする。

また、町が気象予警報等の情報を得たときは、できるだけその情報を管理者に伝達するよう努めるものとする。

第14節 孤立地域防止策 略

1. 略

2. 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。

3. 孤立予想地域の実態把握

災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

第5項 湯水等予防対策 略

1. から6. まで略

第6項 観光施設等予防策 略

1. から2. まで略

3. 町との連絡体制

観光施設の管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておく。

また、町が気象予警報等の情報を得たときは、できるだけその情報を管理者に伝達するよう努める。

第7項 孤立地域防止策 略

1. 略

2. 災害に強い道路網の整備

孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

3. 孤立予想地域の実態把握

災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。

4. から5. まで略

6. その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第15節 避難対策

略

1. 避難計画の策定

町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数の河川氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、町は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。

町計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

■計画の内容

- 1 避難情報の発令を行う基準
- 2 避難情報の伝達方法
- 3 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- 5 避難所等の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 6 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2. 略

3. 避難場所・避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、コミュニティーセンター、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受け入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定

4. から5. まで略

第12節 避難対策

略

1. 避難計画の策定

町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数の河川氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。また防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

■計画の内容

- 1 避難の勧告又は指示を行う基準
- 2 避難の勧告又は指示の伝達方法
- 3 避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- 5 避難所等の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 6 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2. 略

3. 避難場所・避難所

町は、コミュニティーセンター、学校、広場等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策

した対策を検討しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の**開放**を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、近隣市町に設けるものとする。

(※資料編・資料 7-1、7-2 指定緊急避難場所)

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する**ものとする**。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、**また、災害が発生した場合において要配慮者が**、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、**主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等**を指定するものとする。

町は、学校を**指定避難所**として指定する場合には、学校が教育**活動**の場であることを配慮する必要がある。また、**指定避難所**としての機能は応急的なものであることを認識の上、**指定避難所**となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

ア 避難所となる公共施設等のバリアフリー化

イ 非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備

ウ 排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用

エ 男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備

オ 空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

町は、**指定避難所内の一般避難スペース**では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、**必要に応じて**避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

(※資料編・資料 8 指定避難所、資料 9 福祉避難所)

(3) 避難所運営マニュアルの策定

町は、**指定避難所**の運営を確立するため、避難者(自主防災組織等)、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、**訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る**ものとする。この際、住民等への普及に当たっては、**地域の防災リーダーをはじめ**住民等が主体的に**指定避難所**を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に**指定避難所**運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各**指定避難所**の**運営者は**、**指定避難所**の良好な生活環境の継続のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

■避難所運営マニュアルの内容

略

(4) から (7) まで略

を検討しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の**開設**を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、近隣市町に設けるものとする。

(※資料編・資料 9-1、9-2 指定緊急避難場所)

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

ア 避難所となる公共施設等のバリアフリー化

イ 非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備

ウ 排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用

エ 男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備

オ 空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

町は、**一般**の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

(※資料編・資料 10 指定避難所、資料 11 福祉避難所)

(3) 避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所の運営を確立するため、避難者(自主防災組織等)、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを**する**ものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各避難所の良好な生活環境の継続のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

■避難所運営マニュアルの内容

略

(4) から (7) まで略

4. 略

5. 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

町は、**高齢者等避難、避難指示**等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「**避難情報**に関するガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、**気象警報、避難情報**を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における**避難情報**の発令についてその判断に遅れを生じることがないよう、代理規定等を整備するように努めるものとする。

町は、**洪水等に対する住民の警戒避難体制**として、**洪水予報河川及び水位周知河川**については、**水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報**等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、**水位情報、洪水警報の危険度分布**等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、**避難情報**を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

6. 避難情報の助言にかかる連絡体制

町は、**避難情報及び土砂災害**についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

7. 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、**洪水予報河川**等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定のあったときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む町長は、町計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

4. 略

5. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

町は、**避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)**等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「**避難勧告等**に関するガイドライン」に沿ったマニュアルを整備し、住民への周知徹底に努める。また、マニュアル等に基づき、**避難準備・高齢者等避難開始**の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、**気象警報、避難勧告等**を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における**避難勧告、避難指示(緊急)**等の発令についてその判断に遅れを生じることがないよう、代理規定等を整備するように努めるものとする。

躊躇なく、**避難勧告等**を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

6. 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、**浸水の危険性がある区域**について、本計画において次に掲げる事項について定めるとともに住民への周知を図る。

- (1) 洪水予報等の伝達方法、避難場所、及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項
その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 浸水の危険性のある区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合においては、これらの施設の名称及び所在地
- (3) 上記に該当する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法

8. 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞りこんで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

9. 要配慮者の避難誘導體制の整備

町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

10. 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR 紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

11. 帰宅困難者対策

災害発生時において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに必要に応じて滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(※資料編・資料7-1、7-2 指定緊急避難場所、資料8 指定避難所、資料9 福祉避難所)

7. 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞りこんで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

8. 要配慮者の避難誘導體制の整備

町は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

9. 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR 紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

10. 帰宅困難者対策

災害発生時において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに必要に応じて滞在場所の確保等を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(※資料編・資料9-1、9-2 指定緊急避難場所、資料10 指定避難所、資料11 福祉避難所)

1 2. 避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

1 3. 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

1 4. 広域避難

町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第 1 6 節 緊急離着陸場等の整備

- (1) 略
- (2) ヘリポート等の整備

略

(※資料編・資料11 防災ヘリコプター緊急離着陸場)

第 1 7 節 必需物資の確保対策

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備に努めるものとする。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

1. 災害対策物資の備蓄

- (1) から (2) まで略
- (3) 町の備蓄の原則

町の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

- (4) 略
- (5) 物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認

第 1 3 節 緊急離着陸場等の整備

- (1) 略
- (2) ヘリポート等の整備

略

(※資料編・資料13 防災ヘリコプター緊急離着陸場)

第 9 節 災害対策物資備蓄等の計画

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備に努める。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

1. 災害対策物資の備蓄

- (1) から (2) まで略
- (3) 町の備蓄の原則

町の備蓄は、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。備蓄経費の削減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

- (4) 略

を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(6) 支援物資の輸送体制の整備

町は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

2. から4. まで略

第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策 略

1. 地域ぐるみの避難支援等関係者

略

(1) 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2) 避難行動要支援者名簿

町は、町計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 個別避難計画

町は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該町の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者

(5) 支援物資の輸送体制の整備

町は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

2. から4. まで略

第14節 要配慮者、避難行動要支援者対策 略

1. 地域ぐるみの避難支援等関係者

略

(1) 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の

<p>等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (※資料編・資料 12 要配慮者利用施設)</p> <p>(5) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 略</p> <p>(6) 避難行動要支援者名簿作成に際し情報漏えい防止するための措置 略</p> <p>(7) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 略</p> <p>(8) 避難支援等関係者への安全確保 略</p> <p>2. 要配慮者に配慮した防災知識の普及等</p> <p>(1) 町は、要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。 また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。</p> <p>(2) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を実施する。 町地域防災計画に名称及び所在地を定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る避難確保計画を作成する。また、作成した計画について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。 (※資料編・資料 10 要配慮者利用施設)</p> <p>3. から 4. まで略</p> <p>5. 外国人等に対する防災対策</p> <p>町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進</p> <p>(2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備</p> <p>(3) 多言語による防災知識の普及活動を推進</p> <p>(4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及</p> <p>(5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布</p> <p>(6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供</p> <p>第 19 節 応急住宅対策 略</p> <p>第 20 節 医療救護体制の整備 略</p> <p>第 21 節 防疫対策 略</p>	<p>協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 (※資料編・資料 12 要配慮者利用施設)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 略</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿作成に際し情報漏えい防止するための措置 略</p> <p>(5) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 略</p> <p>(6) 避難支援等関係者への安全確保 略</p> <p>2. 要配慮者に配慮した防災知識の普及等</p> <p>(1) 町は、要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。 また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> <p>(2) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。 町地域防災計画に名称及び所在地を定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害に係る避難確保計画を作成する。また、作成した計画について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。 (※資料編・資料 12 要配慮者利用施設)</p> <p>3. から 4. まで略</p> <p>第 15 節 応急住宅対策 略</p> <p>第 18 節 医療救護体制の整備 略</p> <p>第 19 節 防疫対策 略</p>
--	--

第22節 河川防災対策

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

町における河川の状況及び改修事業の計画は、次のとおりである。

1. から2. まで略

第23節 砂防対策

略

1. 砂防事業

略

(※資料編・資料2 土砂災害(特別)警戒区域)

2. 急傾斜地崩壊防止対策事業

略

(※資料編・資料2 土砂災害(特別)警戒区域)

第24節 農地防災対策

略

第25節 治山対策

略

第26節 土地災害対策

略

1. から2. まで略

3. 土砂災害防止対策

略

(※資料編・資料2 土砂災害(特別)警戒区域)

略

第27節 建築物災害予防対策

略

1. から4. まで略

第28節 防災営農対策

略

第29節 文教対策

略

1. から8. まで略

第30節 行政機関の業務継続体制の整備

略

第31節 企業防災の促進

第2節 七宗町地域保全対策

第1項 河川防災対策

町における河川の状況及び改修事業の計画は、次のとおりである。

1. から2. まで略

第2項 砂防対策・急傾斜地崩壊防止対策

略

1. 砂防事業

略

(※資料編・資料4 土砂災害(特別)警戒区域)

2. 急傾斜地崩壊防止対策事業

略

(※資料編・資料4 土砂災害(特別)警戒区域)

第3項 農地防災対策

略

第4項 林地保全対策

略

第5項 土地災害予防対策

略

1. から2. まで略

3. 土砂災害防止対策

略

(※資料編・資料4 土砂災害(特別)警戒区域)

略

第3節 建築物災害予防対策

略

1. から4. まで略

第4節 防災営農対策

略

第6節 文教対策

略

1. から8. まで略

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

略

第21節 企業防災の促進

略

1. 企業の取り組み

企業は大規模災害発生時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(Business Continuity Managemanet(以下、「BCM」))の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2. 企業防災の促進のための取り組み

町又は商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるもの

略

1. 企業の取り組み

企業は大規模災害発生時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(Business Continuity Managemanet(以下、「BCM」))の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2. 企業防災の促進のための取り組み

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、県と連携して、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

とし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

第3 2節 防災対策に関する調査研究

1. から3. まで略

第3 3節 放射性物質災害対策

略

- (1) から (2) まで略
- (3) 協力体制の確立

関係機関は、防災活動に関する協力体制を確立する。

(※資料編・資料6 危険物取扱施設・保管場所)

第3 4節 危険物等保安対策

1. から2. まで略

3. 危険物保安計画略

- (1) から (5) まで略
- (6) 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3. 略

第3 5節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1. 連携の強化

町は、防災関係機関と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、定期的に会議等を開催し連携の強化を図るものとする。

2. 事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

3. 代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

第1項 活動体制の整備

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により町本部を設置し、災害発生時の恐れが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと町本部長（町長）が認めたときはこれを廃止する。また、町長は災害地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を置くことができる。

第1項 災害対策に関する調査研究

1. から3. まで略

5. 放射性物質保安計画

略

- (1) から (2) まで略
- (3) 協力体制の確立

関係機関は、防災活動に関する協力態勢を確立する。

(※資料編・資料8 危険物取扱施設・保管場所)

第4項 火薬、ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等保安対策

火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質等の保安対策は、本計画の定めるところによる。

1. から2. まで略

3. 危険物保安計画略

- (1) から (5) まで略

4. 略

第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

第1項 活動体制の整備

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定により町本部を設置し、災害発生時の恐れが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと町本部長（町長）が認めたときはこれを廃止する。また、町長は災害地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を置くことができる。

町は、町内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、町本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。なお、町本部の運用に関する計画は次によるほか、防災活動に即応できるように定めるとともに災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

1. から2. まで略

3. 証票等

(1)から(3)まで略

(4)標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付ける。

(※資料編・資料12 腕章等)

第2項 職員の動員体制

略

第2節 災害労務対策

略

第1項 町職員の応援体制

略

第2項 協力組織の編成及び活動

略

第3項 技術者等の雇上

略

第4項 技術者等の強制従事に関する対応

略

第3節 ボランティア活動

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. 町本部の活動

(1) から (4) まで略

(5) ボランティア活動拠点の確保等

町本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行うとともに、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(6) 略

2. から3. まで略

町は、町内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、町本部を設置又は、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒体制をとる。なお、町本部の運用に関する計画は次によるほか、防災活動に即応できるように定めるとともに災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

1. から2. まで略

3. 証票等

(1)から(3)まで略

(4)標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付ける。

(※資料編・資料14 腕章等)

第2項 職員の動員体制

略

第2節 災害労務対策

略

第1項 町職員の応援体制

略

第2項 協力組織の編成及び活動

略

第3項 技術者等の雇上

略

第4項 技術者等の強制従事に関する対応

略

第5項 ボランティア活動支援

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. 町本部の活動

(1) から (4) まで略

(5) ボランティア活動拠点の確保等

町本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(6) 略

2. から3. まで略

第4節 自衛隊災害派遣要請

略

1. から6. まで略

7. その他

略

(※資料編・資料13 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等)

第5節 災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1. 広域応援

(1) から (4) まで略

(5) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(6) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

略

1. から2. まで略

3. 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、大規模災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握するものとする。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

(3) 略

4. から8. まで略

第2項 輸送手段の確保

略

第7節 通信の確保

略

1. 有線通信施設による通信

略

2. 無線通信施設による通信

(1) から (2) まで略

第3節 自衛隊派遣要請

略

1. から6. まで略

7. その他

略

(※資料編・資料15 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等)

第4節 災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

1. 広域応援

(1) から (4) まで略

第5節 交通通信対策

第1項 交通応急対策

略

1. から2. まで略

3. 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、大規模災害発生後緊急輸送道路を優先的に道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握する。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

(3) 略

4. から8. まで略

第2項 輸送手段の確保

略

第3項 通信の確保

略

1. 有線通信施設による通信

略

2. 無線通信施設による通信

(1) から (2) まで略

(3) 西日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話
 一般加入電話の途絶により孤立したときの通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、**衛星携帯電話等**
の活用により、通信確保を行うものとする。

(4) から (5) まで略

3. から 5. まで略

第 8 節 警報・注意報・情報等の受理伝達

略

1. 警報等の種別

略

(1) 略

■主な気象警報等の種類と発表基準

種 別		概 要
1 気象 特別 警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
2 気象 警報	暴風警報	暴風(平均風速 17m/s 以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	暴風雪警報	暴風雪(雪を伴う平均風速 17m/s 以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	次の条件に該当し、大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 【大雨警報（浸水害）】 雨量基準：1時間雨量が70mm 以上 【大雨警報（土砂災害）】 土壌雨量指数基準：117
	大雪警報	次の条件に該当し、大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 24時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合
3 洪水 警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 雨量基準：1時間雨量が70mm 以上 流域雨量指数基準：神淵川流域=19、飛騨川流域=67	

(3) 西日本電信電話株式会社の孤立防止対策用衛星電話
 一般加入電話の途絶により孤立したときの通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、**孤立防止用衛星**
通信システム等を活用する。この場合、町からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルする。

(4) から (5) まで略

3. から 5. まで略

第 6 節 情報の受理伝達

第 1 項 警報・注意報・情報等の受理伝達

略

1. 警報等の種別

略

(1) 略

■主な気象警報等の種類と発表基準

種 別		概 要
1 気象 特別 警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表
2 気象 警報	暴風警報	暴風(平均風速 17m/s 以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	暴風雪警報	暴風雪(雪を伴う平均風速 17m/s 以上)によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	大雨警報	次の条件に該当し、大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 【大雨警報（浸水害）】 雨量基準：1時間雨量が70mm 以上 【大雨警報（土砂災害）】 土壌雨量指数基準：117
	大雪警報	次の条件に該当し、大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 24時間の降雪の深さが40cm以上と予想される場合
3 洪水 警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 雨量基準：1時間雨量が70mm 以上 流域雨量指数基準：神淵川流域=19、飛騨川流域=67 複合基準：—	

		複合基準：－			
4 気象 注意 報	風雪注意報	風雪(降雪を伴い、平均風速 12m/s 以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。	4 気象 注意 報	風雪注意報	風雪(降雪を伴い、平均風速 12m/s 以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	強風注意報	強風(平均風速 12m/s 以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。		強風注意報	強風(平均風速 12m/s 以上)によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	大雨注意報	次の条件に該当し、大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 雨量基準：1時間雨量が 40mm 土壌雨量指数基準：76		大雨注意報	次の条件に該当し、大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 雨量基準：1時間雨量が 40mm 土壌雨量指数基準：76
	大雪注意報	次の条件に該当し、大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 24時間の降雪の深さが 20 cm以上と予想される場合		大雪注意報	次の条件に該当し、大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 24時間の降雪の深さが 20 cm以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため視程が 100m以下になると予想され、交通機関に著しい支障をおよぼすおそれがあると予想される場合に発表される。		濃霧注意報	濃霧のため視程が 100m以下になると予想され、交通機関に著しい支障をおよぼすおそれがあると予想される場合に発表
	雷注意報	落雷等によって被害があると予想される場合に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報	落雷等によって被害があると予想される場合に発表
	乾燥注意報	空気が乾燥し(気象官署の実効湿度 60%以下で最小湿度 25%以下)、火災の危険が大きいと予想される場合に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		乾燥注意報	空気が乾燥し(気象官署の実効湿度 60%以下で最小湿度 25%以下)、火災の危険が大きいと予想される場合に発表
	なだれ注意報	次の条件に該当し、なだれによって被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 ①24時間降雪の深さが 30 cm以上で積雪の深さが 70 cm以上になる場合 ②積雪の深さが 70 cm以上あって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70 cm以上あって、降雨が予想される場合		なだれ注意報	次の条件に該当し、なだれによって被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 ①24時間降雪の深さが 30 cm以上で積雪の深さが 70 cm以上になる場合 ②積雪の深さが 70 cm以上あって、日平均気温が 2℃以上の場合 ③積雪の深さが 70 cm以上あって、降雨が予想される場合
	着氷・着雪注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。		着氷・着雪注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	融雪注意報	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪注意報	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表
	霜注意報	最低気温が 3℃以下になると予想され、早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。		霜注意報	最低気温が 3℃以下になると予想され、早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想される場合に発表される。		低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	5 洪水 注意 報	次の条件に該当し、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 雨量基準：1時間雨量が 40mm 流域雨量指数基準：神湊川流域=10、飛騨川流域=54 複合基準：－		5 洪水 注意 報	次の条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 雨量基準：1時間雨量が 40mm 流域雨量指数基準：神湊川流域=10、飛騨川流域=54 複合基準：－
6 気象 情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	6 気象 情報	岐阜県気象情報 24時間先から 2～3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合などに発表	
	岐阜県記録的短時間大雨情報		岐阜県記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測・解析した場合に発表	

岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
土砂災害警戒情報	大雨警報発令中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難情報を発令する判断や住民の自主避難の参考となるよう発表される。

岐阜県竜巻注意情報	雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合に発表
土砂災害警戒情報	大雨警報発令中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告を発令する判断や住民の自主避難の参考となるよう発表

注)・発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想するときの目安である。
・地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

注)・発表基準欄に記載した数値は、岐阜県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想するときの目安である。
・地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

■大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表

示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

■早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) から (3) まで略

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。

ア それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。

イ 技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

(5) 火災警報

町は、岐阜県総合防災ポータル等により、火災気象情報の伝達を受けたとき、町内で空気が乾燥し風が強い時等、火災の危険が予想される場合は可茂消防事務組合管理者を通じて火災警報を発表する。

(2) から (3) まで略

(4) 火災警報

岐阜県総合防災ポータル等により、火災気象情報の伝達を受けたとき、町内で空気が乾燥し風が強い時等、火災の危険が予想される場合は火災警報を発表する。

2. 略

3. 気象警報等の伝達

略

(1) 略

(2) 伝達の系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報 がある場合	水位情報 がない場合	土砂災害 に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 (非常に危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布

2. 略

3. 気象警報等の伝達

略

(1) 略

(2) 伝達の系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達する。

				(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)			

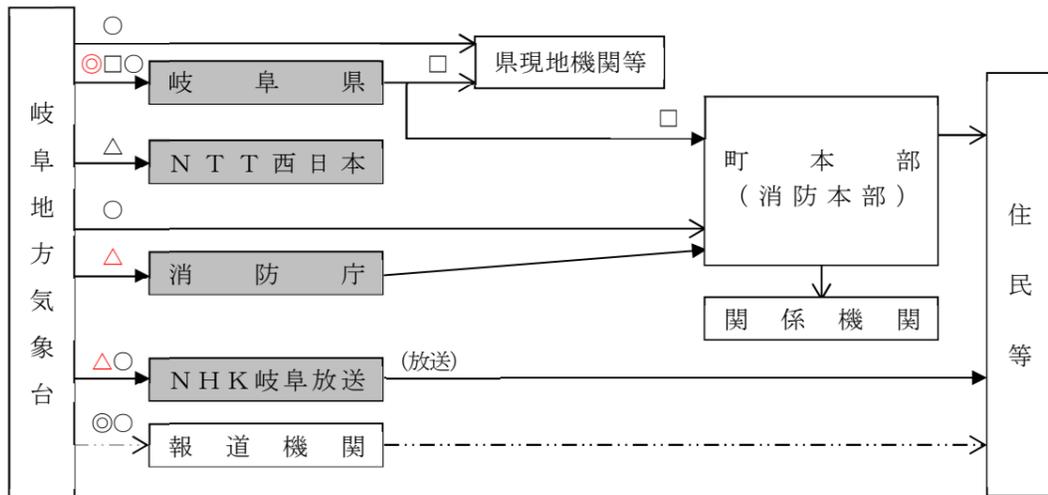
なお、町及び防災関係機関は、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

町等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達するものとする。

■一般の伝達



○	インターネット
◎	専用回線
△	オンライン
□	岐阜県防災行政無線
■	法令等により気象官署から警報事項を受領する機関

凡例
 法令(気象業務法等)による通知系統
 法令(気象業務法等)による公衆への通知系統
 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統

- (注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

※ 通信途絶時の代替経路
 障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。
 代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

- (3) 略
 4. 略
 5. 町本部の対策
 略

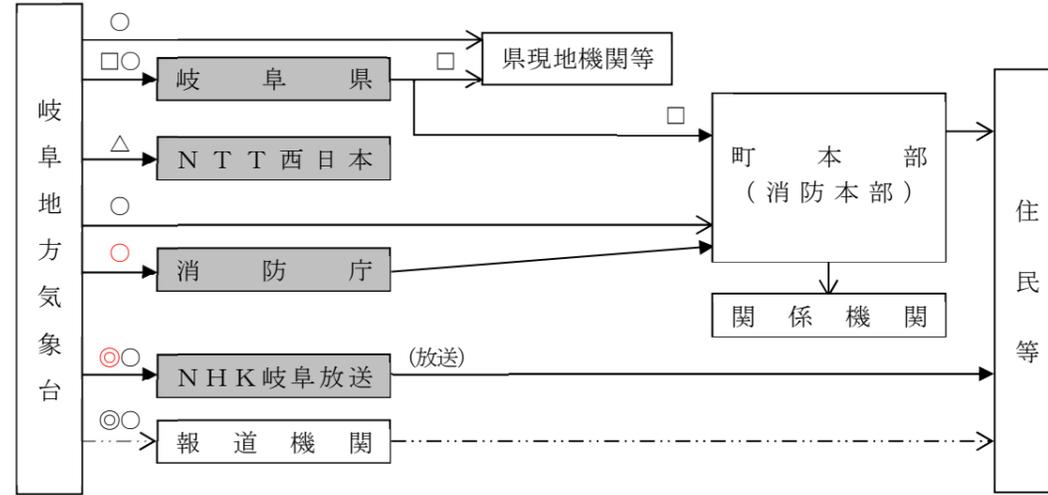
なお、町及び防災関係機関は、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

町等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達するものとする。

■一般の伝達



○	インターネット
◎	専用回線
△	オンライン
□	岐阜県防災行政無線
■	法令等により気象官署から警報事項を受領する機関

凡例
 法令(気象業務法等)による通知系統
 法令(気象業務法等)による公衆への通知系統
 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統

- (注) 岐阜地方気象台からNTT西日本への通知は警報のみ。

- (3) 略
 4. 略
 5. 町本部の対策
 略

(1)から(3)まで略

(4) 県本部消防班から火災気象通報の伝達を受けたときは、本章第 11 節「消防・救急・救助活動」の定めるところに従い、加茂消防事務組合**管理者を通じて**火災警報を発する。

6. 略

第 9 節 災害情報等の収集・伝達

略

1. 情報の収集・連絡手段

略

(1) 情報の収集

町は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、**県警察**、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星**通信**などにより、当該地域の住民と当該町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災町は、それぞれの所管する道路のほか、通信**サービス**、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災町に連絡するものとする。また、被災町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める**ものとする**。

また、町は必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める**ものとする**。

(2) 情報の整理

町は、平常時より**自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする**。また、必要に応じ、災害対策を支援する**地理情報システムの構築について推進を図るものとする**。

(3) 情報の連絡手段

略

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) 略

(2) 一定規模以上の災害

町は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、町は震度 6 弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に

(1)から(3)まで略

(4) 県本部消防班から火災気象通報の伝達を受けたときは、本章第 11 節「消防・救急・救助活動」の定めるところに従い、加茂消防事務組合**と協議し**火災警報を発する。

6. 略

第 2 項 災害情報等の収集・伝達

略

1. 情報の収集・連絡手段

略

(1) 情報の収集

町は、**衛星携帯電話**、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星**携帯電話**などにより、当該地域の住民と当該町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災町に連絡するものとする。また、被災町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

また、町は必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(3) 情報の連絡手段

略

2. 被害状況等の調査、報告事項

(1) 略

(2) 一定規模以上の災害

町は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。また、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録**や外国人登録**の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係

基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など**住民**登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は都道府県に連絡するものとする。

略

3. から7. まで略

8. 部門別被害状況等の調査報告

略

- (1) 略
- (2) 住家等一般被害

略

アからウまで略

エ 調査の方法

①から②まで略

③ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、警察官及び自衛官等により避難**情報の発令**を行った場合は、町本部に通知することとされている(本章第17節「避難対策」参照)ので、この情報をとりまとめて報告する。

オ 略

第10節 災害広報

略

1. 略

2. 町内閣機関への報告

略

(※資料編・資料14 町内の機関と連絡担当班)

3. 住民に対する広報

(1) 広報の手段

災害広報にあたって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、Lアラート(災害情報共有システム)、掲示板、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー事業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(2) 広報事項

町は、災害の発生状況、避難に関する情報(避難所、避難**情報**等)、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

アからウまで略

4. から5. まで略

機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や**外国人登録**を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など**外国人**登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は都道府県に連絡するものとする。

略

3. から7. まで略

8. 部門別被害状況等の調査報告

略

- (1) 略
- (2) 住家等一般被害

略

アからウまで略

エ 調査の方法

①から②まで略

③ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、警察官及び自衛官等により避難の**指示、勧告**等を行った場合は、町本部に通知することとされている(本章第17節「避難対策」参照)ので、この情報をとりまとめて報告する。

オ 略

第3項 災害広報

略

1. 略

2. 町内閣機関への報告

略

(※資料編・資料16 町内の機関と連絡担当班)

3. 住民に対する広報

(1) 広報の手段

災害広報にあたっては、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な工法に努める。

ア 町防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム

イ 自主防災組織、自治会等の連絡網

ウ 消防団員による巡回広報

エ 職員による巡回広報

オ 町ホームページへの掲載

カ 広報紙等の配布

キ 掲示板への貼紙

ク SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への投稿

ケ 報道機関への情報提供(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等)

コ 災害情報緊急速報メール

(2) 広報事項

町は、災害の発生状況、避難に関する情報(避難所、避難**勧告・指示**等)、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

アからウまで略

4. から5. まで略

6. 災害広聴 略

- (1) 略
- (2) 被災者等への広報の配慮

町等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

- (3) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

- (4) 略

- (5) 観光における風評被害対策

町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

第11節 消防・救急・救助活動 略

1. 火災気象通報及び火災警報

- (1) 略
- (2) 火災警報の発令

町本部長は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、可茂消防事務組合管理者を通じて火災警報を発令するとともに、住民等への周知と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、気象状況を把握するため気象観測器具（湿度計、風速計）を設け、その観測に努める。

- (3) 略

2. から11.1. まで略

第12節 水防活動 略

第13節 雪害対策 略

1. 略

2. 道路管理者の除雪

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予想の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

6. 災害広聴 略

- (1) 略
- (2) 被災者等への広報の配慮

町等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

- (3) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

- (4) 略

第7節 消防・救急・救助活動 第1項 消防活動

略

1. 火災気象通報及び火災警報

- (1) 略
- (2) 火災警報の発令

町本部長は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、可茂消防事務組合消防署長と協議し火災警報を発令するとともに、住民等への周知と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、気象状況を把握するため気象観測器具（湿度計、風速計）を設け、その観測に努める。

- (3) 略

2. から11.1. まで略

第2項 水防活動 略

第3項 雪害対策 略

1. 略

集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

3. その他町道等の除雪

1 及び2に定める以外の町道等の除雪については、特別な場合を除きその付近の居住者等が行うが、融雪剤については、自治会単位あるいは自主防災組織単位での要望分のみについて支給する。

4. 孤立地域の対策

略

第14節 県防災ヘリコプターの活用

略

1. 防災ヘリコプターの災害応急対策

町本部長は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの支援を要請する。

2. 防災ヘリコプターの支援要請

町は、防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制

オ その他必要事項

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町長等からの知事に対する支援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」による。

(2) 災害対策基本法（第68条）に基づく支援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプターの支援が必要な場合は、知事に対し支援を要請する。

第15節 孤立地域対策

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。

このため、孤立が予想される地域が多数存在する町の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

(1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施

(2) 緊急物資等の輸送

(3) 道路の応急復旧による生活の確保

1. から5. まで略

6. その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第16節 災害救助法の適用

略

1. 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を

2. その他町道等の除雪

1. に定める以外の町道等の除雪については、特別な場合を除きその付近の居住者等が行うが、融雪剤については、自治会単位あるいは自主防災組織単位での要望分のみについて支給する。

3. 孤立地域の対策

略

第4項 県防災ヘリコプターの活用

略

1. 防災ヘリコプターの災害応急対策

町本部長は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、県防災ヘリコプターの応援を要請する。

2. 防災ヘリコプターの応援要請

町は、防災ヘリコプターによる応援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制

オ その他必要事項

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、町長等からの知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」による。

(2) 災害対策基本法（第68条）に基づく応援要請

物資輸送、災害情報収集等のため県防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、知事に対し応援を要請する。

第5項 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に大きな影響を与える。

このため、孤立が予想される地域が多数存在する町の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。

(1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施

(2) 緊急物資等の輸送

(3) 道路の応急復旧による生活の確保

1. から5. まで略

第8節 被災者対策

第1項 災害救助法の適用

略

1. 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が国の機関として応急救助を行う

行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うことができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、**内閣総理大臣が定める基準に従い**県知事が定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

2. から3. まで略

4. 救助の種類と実施者

略

(※資料編・資料 15 岐阜県災害救助法施行細則)

5. 略

6. 救助実施状況の報告

町本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは「救助日報」(様式編・様式 23 号)により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編・資料 16 による。

(※資料編・資料 16 救助別報告事項)

7. 略

第 17 節 避難対策

町長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう避難**情報**を発令する。住民は、避難**情報**を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、町は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難**情報**の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で**危険な場所**から避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、避難所を開設し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する避難**情報**及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

区分	災害種別	実施者	根拠法令
指示	災害全般	町 長	災害対策基本法第 60 条
		知 事	災害対策基本法第 60 条 (町長がその事務を行うことができないときの代行)
		警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
		自衛官(災害派遣)	自衛隊法第 94 条 (その場に警察官がいない場合に限り)
	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条
		町 長	水防法第 29 条
地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条	
土砂災害	町 長	災害対策基本法第 60 条	
避難所の開設、収容	町 長	災害救助法第 23 条、第 30 条	

ものであるが、救助の事務の一部を町長が行うことができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が**厚生労働大臣の承認を得て**定めることとされており、県及び町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

2. から3. まで略

4. 救助の種類と実施者

略

(※資料編・資料 15 岐阜県災害救助法施行細則)

5. 略

6. 救助実施状況の報告

町本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは「救助日報」(様式編・様式 23 号)により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、資料編・資料 18 による。

(※資料編・資料 18 救助別報告事項)

7. 略

第 2 項 避難対策

町長は、災害が発生するおそれがある場合において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害による被害を未然に防止するため、避難のための準備情報を発表し、あるいは立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置をとるよう避難**勧告若しくは避難指示**を発令する。住民は、避難**勧告等**を受けて自らの判断で避難行動をとることができるよう居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて日頃から周知徹底することが重要であり、町は、そのために必要な知識と情報を提供する。特に、局地的な集中豪雨のように、極めて短い時間の大雨のような自然現象に対しては、避難**勧告等**の発令が困難である場合が多く、基本的には各人の判断で**安全な場所**に避難することが重要である。

また、災害時において避難救助が必要な場合は、避難所を開設し収容保護する。

1. 実施責任者

避難のための立退き若しくは、屋内での待機等の安全確保措置の避難行動を喚起する避難**勧告等**及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。

区分	災害種別	実施者	根拠法令
勧告	災害全般	町 長	災害対策基本法第 60 条
		知 事	災害対策基本法第 60 条 (町長がその事務を行うことができないときの代行)
指示	災害全般	町 長	災害対策基本法第 60 条
		知 事	災害対策基本法第 60 条 (町長がその事務を行うことができないときの代行)
		警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
	自衛官(災害派遣)	自衛隊法第 94 条 (その場に警察官がいない場合に限り)	
洪水	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条
		町 長	水防法第 29 条

避難情報の発令から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあっては、町独自の応急対策として町長が実施するが、本計画の実施者は、緊密な連絡を保って応急対策に当たる。

2. 避難情報発令の判断基準の基本的考え方
略

避難情報により立退き避難が必要な住民に求める行動

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員立ち退き避難する。

3. 略
4. 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立退きの指示を行うものとする。

(1) 町長の指示（災害種別に限定なし。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第 60 条第 1 項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第 60 条第 3 項）

町は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(2) から (5) まで略

5. 避難情報の解除

	地すべり	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
	土砂災害	町 長	災害対策基本法第 60 条
避難所の開設、収容		町 長	災害救助法第 23 条、第 30 条

避難情報（立退き準備の勧告を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告、指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき町長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあっては、町独自の応急対策として町長が実施するが、本計画の実施者は、緊密な連絡を保って応急対策に当たる。

2. 避難情報発令の判断基準の基本的考え方
略

避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動

	立退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立退き避難をしそびれたものが立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

3. 略
4. 避難勧告、指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での安全措置の勧告又は指示を行う。

(1) 町長の指示（災害種別に限定なし。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第 60 条第 1 項）

町は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(2) から (5) まで略

避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

6. 避難の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、避難準備・高齢者等避難開始を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。

また、町は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知する。

(1) 略

(2) 住民等に対する周知

ア 略

イ 指示等の周知徹底

町本部長は、高齢者等避難を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の勧告又は指示をしたとき、若しくはその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図り、その際、要配慮者等に配慮する。

[周知の方法]

- ① 防災行政無線
- ② 自治会（自主防災組織）による伝達
- ③ 消防団の連絡網
- ③ 広報車による巡回広報
- ④ 放送機関（ラジオ、テレビ等（県本部経由））
- ⑤ 七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム
- ⑥ 災害情報緊急速報メール

ウ 略

7. 略

8. 避難場所及び避難所の開設及び運営

(1) 避難場所及び避難所の開設場所

町は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊(派遣を行った場合のみ)等関係機関に連絡するものとする。

5. 避難勧告の解除

避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

6. 避難の周知徹底

避難指示者及び関係各機関は、避難準備・高齢者等避難開始を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置を勧告し、又は指示したとき、あるいはその指示等を承知したときは、その地域の居住者等及び関係する各機関に通知もしくは連絡し、その周知徹底を図る。

また、町は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、安全確保措置を指示する。

(1) 略

(2) 住民等に対する周知

ア 略

イ 指示等の周知徹底

町本部長は、高齢者等避難を発表し、また避難のための立退き若しくは、屋内での安全確保措置の勧告又は指示をしたとき、若しくはその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即した方法でその周知徹底を図り、その際、要配慮者等に配慮する。

[周知の方法]

- ① 同報無線
- ② 自治会（自主防災組織）による伝達
- ③ 消防団の連絡網
- ③ 広報車による巡回広報
- ④ 放送機関（ラジオ、テレビ等（県本部経由））
- ⑤ 七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム
- ⑥ 災害情報緊急速報メール

7. 略

8. 避難場所及び避難所の開設及び運営

(1) 避難場所及び避難所の開設場所

町は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊

(3) 指定避難所における措置

指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) から (8) まで略

(9) 避難所の運営管理

町は、指定避難所の運営が定められた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

ア 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。

エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

オ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

カ 受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

キ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

ク 自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(10) 略

(11) ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

(12) 避難所

避難所及び収容可能人員数は、資料編・資料7～9のとおりである。

（※資料編・資料7-1、7-2 指定緊急避難場所 資料8 指定避難所 資料9 福祉避難所）

（派遣を行った場合のみ）等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) から (8) まで略

(9) 避難所の運営管理

町は、避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各避難所の適切な運営管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。

イ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ウ 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

エ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

オ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

カ 受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

キ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

ク やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(10) 略

(11) ボランティアの活用

町は、避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得、避難所の生活環境の保持等に努める。

(12) 避難所

避難所及び収容可能人員数は、資料編・資料7～9のとおりである。

（※資料編・資料9-1、9-2 指定緊急避難場所 資料10 指定避難所 資料11 福祉避難所）

9. 略

10. 避難の誘導

避難措置の実施者は、**避難情報を発令するとともに**、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難**情報**の伝達文の内容を工夫すること、**その対象者を明確にすること**、**避難情報に対応する警戒レベルを明確にして**対象者ごとに**警戒レベルに対応した**とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

■警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報情報 (避難情報等)
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

町は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難**情報**の**発令**を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める**ものとする**。

11. 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する**ものとする**。

- ア 避難**情報**の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への**受入れ**
- カ 地域内居住者の避難の把握

12. から13. まで略

14. 要配慮者への配慮

町は、**発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする**。避難誘導、**指定避難所**等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する**ものとする**。特に高齢者、障がい者の**指定避難所**等での健康状態の把握、**福祉施設職員等の応援体制**、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める**ものとする**。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する**ものとする**。

15. 略

16. 広域一時滞在

町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び**指定避難所**、応急仮設住宅等への受入れが必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める**ものとする**。

9. 略

10. 避難の誘導

避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難**勧告等**の伝達文の内容を工夫すること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難**勧告等**を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

11. 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- ア 避難**指示（緊急）等**の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への**収容**
- カ 地域内居住者の避難の把握

12. から13. まで略

14. 要配慮者への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

15. 略

16. 広域一時滞在

町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び、応急仮設住宅等への受入れが必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

17. 略

18. 帰宅困難者対策

(1) 住民、事業所等の啓発

町は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

第18節 食料供給活動

略

1. 実施者

町における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるとは、県は要求をまたないで町に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

また、被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

なお実施者は、食中毒予防の観点から、自身の下痢・嘔吐等の症状の有無に留意し、健康管理に努める。

2. 略

3. 炊出しの方法

炊出しは、町本部が自主防災組織、ボランティア等の協力により行うが、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

(2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

(3) 提供する食事は、食中毒を予防するため、次のことに留意する。

- ・加熱が必要な食品は、中心部までしっかり加熱する。
- ・消費・賞味期限や保存状態に十分配慮のうえ、できる限り速やかに配布し、期限内に消費する。
- ・食器・器具の取り扱いは、衛生面に十分配慮する。

(4) 炊出場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたるものとする。

4. から6. まで略

第19節 給水活動

略

第20節 生活必需品供給活動

略

第21節 要配慮者、避難行動要支援者対策

略

1. 避難行動要支援者対策

町は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名

17. 略

18. 帰宅困難者対策

(1) 住民、事業所等の啓発

町は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第3項 食料供給活動

略

1. 実施者

町における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるとは、県は要求をまたないで町に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

また、被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

2. 略

3. 炊出しの方法

炊出しは、町本部が自主防災組織、ボランティア等の協力により行うが、実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。

(2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

(3) 炊出場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたる。

4. から6. まで略

第4項 給水活動

略

第5項 生活必需品供給活動

略

第6項 要配慮者、避難行動要支援者対策

略

1. 避難行動要支援者対策

町は、町計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものと

簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2. 略

3. 外国人対策

(1) 正確な情報の伝達

町は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第22節 応急住宅対策

略

1. 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 象 種 別		内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設 被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居 既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資
	4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設 一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕 被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資 (1)国庫資金融資 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。	

する。

町は、町計画に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(※資料編・資料12 要配慮者利用施設)

2. 略

3. 外国人対策

(1) 正確な情報の伝達

町は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第7項 応急住宅対策

略

1. 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位による。

対 象 種 別		内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設 被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居 既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資
	5 災害救助法による仮設住宅供与	生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を供与する。
	4 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設 一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕 被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資 (1)国庫資金融資 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。	

	(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。	
3	災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。	
4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1	自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注)1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2. 略
 3. 応急仮設住宅の供与及び入居
 略

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、町本部総務防災班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町本部（町長）が行うものとする。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料 17 のとおりである。

(※資料編・資料 17 応急仮設住宅建設可能用地)

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

(2) から (4) まで略

4. 住宅の応急修繕

災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

(1) から (3) まで略

5. から 7. まで略

第23節 医療・救護活動

大規模な災害の発生のため、数多くの負傷者、被災者等被災地の住民に医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は七宗町医療救護計画、七宗町災害救急医療マニュアル及び岐阜県地震災害等医療救護計画による。

1. から 4. まで略

5. 実施の方法

略

(1) から (4) まで略

アからイまで略

ウ 災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣要請

	(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。	
3	災害救助法による応急修理	生活能力が低い世帯のため町が応急的に修繕する。	
4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1	自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注)1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2. 略
 3. 応急仮設住宅の供与及び入居
 略

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、町本部総務防災班が直接又は建設業者に請け負わせて実施する。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町本部（町長）が行う。

なお、災害救助法による仮設住宅建設の用地は、資料編・資料 19 のとおりである。

(※資料編・資料 19 応急仮設住宅建設可能用地)

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施する。応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

(2) から (4) まで略

4. 住宅の応急修繕

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。

(1) から (3) まで略

5. から 7. まで略

第8項 医療・救護活動

大規模な災害の発生のため、数多くの負傷者、被災者等被災地の住民に医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は岐阜県地震災害等医療救護計画による。

1. から 4. まで略

5. 実施の方法

略

(1) から (4) まで略

アからイまで略

ウ 災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣要請

<p>町は、必要に応じて医療関係機関等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>6. 後方医療活動の要請</p> <p>(1) 広域後方医療活動の要請</p> <p>町は、必要に応じて広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構)に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(2) 広域搬送拠点の確保、運用</p> <p>町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。 なお、非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>7. から9. まで略</p> <p>第24節 救助活動 略</p> <p>1. から2. まで略</p> <p>3. 救出の方法</p> <p>救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、町本部は救出を要する状態が発生したときは、直ちに県支部の関係組織と連絡を密にし、速やかに救出作業を行うものとする。 なお、作業は、消防団員、本部職員、協力組織員等が行い、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。</p> <p>4. から5. まで略</p> <p>第25節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第26節 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>1. から2. まで略</p> <p>3. 防疫の種別と方法</p> <p>防疫の活動は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の方法によって行う。</p> <p>(1) から(7) まで略</p> <p>4. から5. まで略</p> <p>第27節 保健活動・精神保健 略</p> <p>1. 略</p> <p>2. 健康課題に応じた専門的な支援の実施</p>	<p>町は、必要に応じて医療関係機関等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。</p> <p>6. 後方医療活動の要請</p> <p>(1) 広域後方医療活動の要請</p> <p>町は、必要に応じて広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構)に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>(2) 広域搬送拠点の確保、運用</p> <p>町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施する。 なお、非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。</p> <p>7. から9. まで略</p> <p>第9項 救助活動 略</p> <p>1. から2. まで略</p> <p>3. 救出の方法</p> <p>救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、町本部は救出を要する状態が発生したときは、直ちに県支部の関係組織と連絡を密にし、速やかに救出作業を行う。 なお、作業は、消防団員、本部職員、協力組織員等が行い、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。</p> <p>4. から5. まで略</p> <p>第12項 遺体の搜索・取り扱い・埋葬 略</p> <p>第15項 防疫・食品衛生活動 略</p> <p>1. から2. まで略</p> <p>3. 防疫の種別と方法</p> <p>防疫の活動は、次の方法によって行う。</p> <p>(1) から(7) まで略</p> <p>4. から5. まで略</p> <p>第13項 保健活動・精神保健 略</p> <p>1. 略</p> <p>2. 健康課題に応じた専門的な支援の実施</p>
---	--

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

第28節 清掃活動

略

1. から2. まで略

3. 清掃方法

略

(1) から (2) まで略

(3) 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

(4) 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4. から5. まで略

第29節 愛玩動物等の救援

略

第30節 災害義援金品募集配分

略

第31節 その他被災者の保護対策

略

1. 在宅の要配慮者対策

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要援護者支援などの専門的な支援を実施する。

第14項 清掃活動

略

1. から2. まで略

3. 清掃方法

略

(1) から (2) まで略

(3) 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

(4) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4. から5. まで略

第16項 愛玩動物等の救援

略

第17項 災害義援金品募集配分

略

第18項 その他被災者の保護対策

略

1. 在宅の要配慮者対策

町本部は、消防機関及び警察と連携してあらかじめ定めた避難計画に従い、住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

町本部及び町社会福祉協議会は、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、独居高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用するなどして、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

なお、要配慮者を発見した場合は、避難所への移動、施設緊急入所等の緊急措置、居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等を中心に地域ぐるみで協力支援する。

第32節 産業応急対策

略

第1項 商工業の応急対策

略

第2項 観光客等の応急対策

略

第3項 農作物の応急対策

略

第4項 畜産の応急対策

略

第5項 林地、林産物等の応急対策

略

第6項 干害応急対策

略

第33節 公共施設の応急対策

略

第1項 公共施設の応急対策

1. から2. まで略

3. 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 略

(2) 応急対策

土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所について、町は被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所について、ビニールシートで覆う等応急処置を施し、県の応急復旧に備える。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

4. から5. まで略

第2項 鉄道等の応急対策

略

第34節 ライフライン施設の応急対策

第1項 通信施設の応急対策

略

第2項 電力施設の応急対策

略

町本部は、消防機関及び警察と連携してあらかじめ定めた避難計画に従い、住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

町本部及び社会福祉協議会は、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、独居高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用するなどして、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

なお、要配慮者を発見した場合は、避難所への移動、施設緊急入所等の緊急措置、居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスのニーズの把握等を実施する。

住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等を中心に地域ぐるみで協力支援する。

第9節 産業応急対策

略

第1項 商工業の応急対策

略

第2項 観光客等の応急対策

略

第3項 農作物の応急対策

略

第4項 畜産の応急対策

略

第5項 林地、林産物等の応急対策

略

第6項 干害応急対策

略

第10節 公共施設の応急対策

略

第1項 公共施設の応急対策

1. から2. まで略

3. 土砂災害防止施設の応急対策

(1) 略

(2) 応急対策

土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所について、町は被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所について、ビニールシートで覆う等応急処置を施し、県の応急復旧に備える。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備を図るよう努める。

4. から5. まで略

第2項 鉄道等の応急対策

略

第11節 公共的施設の応急対策

第1項 通信施設の応急対策

略

第2項 電力施設の応急対策

略

第35節 文教災害対策

略

第1項 施設等の応急対策

略

第2項 学用品等の支給

略

第3項 小中学校関係の対策

1. から2. まで略

3. 応急教育

略

(1) から (6) まで略

(7) 公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

4. から5. まで略

第4項 学校保健の対策

略

第5項 文化財、その他文教関係の対策

略

第36節 災害警備活動

略

第37節 航空災害対策

略

第38節 鉄道災害対策

略

第39節 道路災害対策

1. から6. まで略

7. 交通マネジメント

町は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等が必要であると判断した場合には、必要に応じて、県を通じて、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請するものとする。

※ 交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※ 交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

第40節 危険物等災害対策

略

第12節 文教災害対策

略

第1項 施設等の応急対策

略

第10項 学用品等の支給

略

第2項 小中学校関係の対策

1. から2. まで略

3. 応急教育

略

(1) から (6) まで略

4. から5. まで略

第3項 学校保健の対策

略

第4項 文化財、その他文教関係の対策

略

第13節 災害警備活動

略

第14節 事故災害対策

第3項 航空災害対策

略

第4項 鉄道災害対策

略

第5項 道路災害対策

1. から6. まで略

第6項 危険物等災害対策

略

1. から5. まで略

6. 避難活動

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。
避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章17節「避難対策」によるものとする。

7. 略

第4 1節 林野火災災害対策

略

1. 略

2. 災害応急対策

(1) から (3) まで略

(4) 避難活動

町は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章17節「避難対策」によるものとする。

(5) から (6) まで略

第4 2節 大規模な火事災害対策

略

1. から3. まで略

4. 避難収容活動

(1) 略

(2) 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第8節第2項「避難対策」によるものとする。

5. 略

第4 3節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。

1. 広報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

1. から5. まで略

6. 避難活動

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。
避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

7. 略

第1項 林野火災災害対策

略

1. 略

2. 災害応急対策

(1) から (3) まで略

(4) 避難活動

町は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(5) から (6) まで略

第2項 大規模な火事災害対策

略

1. から3. まで略

4. 避難収容活動

(1) 略

(2) 避難所

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第8節第2項「避難対策」によるものとする。

5. 略

<p>カ その他必要な事項</p> <p>2. 応急対策 町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。 また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。</p> <p>3. 電力供給 電気事業者は、町等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車による緊急的な電力供給を行うものとする。</p> <p>4. 通信機器等の充電 町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。</p> <p>第4章 災害復旧 第1節 復旧・復興体制の整備 第1項 基本方針 略 第2項 復旧・復興の基本方針の決定 略 第3項 人的資源等の確保 略 第4項 その他 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 略 1. 略 2. 被災者への生活再建等の支援 略 (1) から (3) まで略</p> <p>(4) 住宅復興資金 略 (5) 激甚災害特別貸付金 略 (6) 罹災証明書の交付</p>	<p>第4章 災害復旧 第1節 復旧・復興体制の整備 略 1. 復旧・復興の基本方針の決定 略 2. 人的資源等の確保 略 3. その他 略</p> <p>第2節 公共施設災害復旧事業 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保 略 1. 略 2. 被災者への生活再建等の支援 略 (1) から (3) まで略 (4) 災害生業資金の貸付 県社会福祉協議会は災害救助法の規定により、同法が適用された場合、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流失した場合に、その自立再建ができるよう、災害生業資金の貸付を行う。 (5) 住宅復興資金 略 (6) 激甚災害特別貸付金 略 (7) 罹災証明書の交付</p>
--	---

町は、県が開催する住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会に参加が可能となるよう、ビデオ会議システムを活用するよう努めるものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果当を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(7) 被災者台帳の作成

略

(8) 被災者生活の再建支援

略

3. から4. まで略

第5節 災害援護資金等の貸与

1. 略

2. 貸付条件等の概要

区 分	災害援護資金	生活福祉資金 (福祉資金(福祉費))	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	罹災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯。※災害援護資金借受世帯は対象外)	被災母子世帯 被災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	原則として特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有350万円 住宅損害無250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は400万円	事業開始283万円 事業継続142万円 住宅200万円
貸付期間	10年	7年以内	事業開始7年 事業継続7年 住宅7年
償還方法	年賦等	月賦等	月賦等
貸付利率	年1.5%	無利子(連帯保証人が無い場合は1.5%)	年1.5%

3. 略

4. 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付機関

生活福祉資金(福祉資金(福祉費))の貸付は、県社会福祉協議会が行い、次の各機関は、本貸付にあたってはそれぞれ協力をする。

ア 民生委員・児童委員

イ 町社会福祉協議会

(2) から(5) まで略

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(8) 被災者台帳の作成

略

(9) 被災者生活の再建支援

略

3. から4. まで略

第11項 災害援護資金等の貸与

1. 略

2. 貸付条件等の概要

区 分	災害援護資金	生活福祉資金 (福祉資金(福祉費))	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	罹災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯。※災害援護資金借受世帯は対象外)	被災母子世帯 被災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	原則として特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有350万円 住宅損害無250万円	150万円 ただし、住宅資金との重複貸付は400万円	事業開始283万円 事業継続142万円 住宅200万円
貸付期間	10年	7年以内	事業開始7年 事業継続7年 住宅7年
償還方法	年賦等	月賦等	月賦等
貸付利率	年3%	無利子(連帯保証人が無い場合は1.5%)	年1.5%

3. 略

4. 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付機関

生活福祉資金(福祉資金(福祉費))の貸付は、県社会福祉協議会が行い、次の各機関は、本貸付にあたってはそれぞれ協力をする。

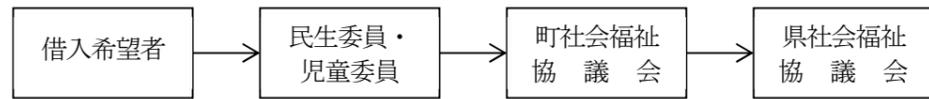
ア 民生児童委員

イ 町社会福祉協議会

(2) から(5) まで略

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



5. 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

略

(1) 貸付機関

県本部児童家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるが、申込その他に当たっては、町本部及び県支部救助班（母子相談員）及び民生委員・児童委員等が協力する。

(2) から (5) まで略

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出する。



(注) 1 住民部長は、貸付申請調査書及び意見書を作成して申請書に付する。

2 民生委員・児童委員等は、貸付申請調査書及び意見書を作成する。

第6節 被災商工業者の復興

略

1. 略

2. 支援体制

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3. 自立の支援

略

4. 被災商工業者の資金対策

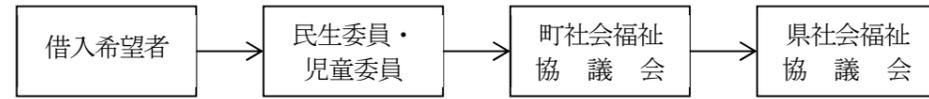
略

5. その他支援対策

略

第7節 被災農林漁業者への支援

略



5. 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

略

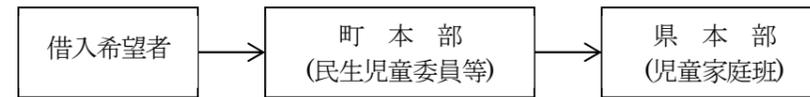
(1) 貸付機関

県本部児童家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるが、申込その他に当たっては、町本部及び県支部救助班（母子相談員）及び民生児童委員等が協力する。

(2) から (5) まで略

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出する。



(注) 1 住民部長は、貸付申請調査書及び意見書を作成して申請書に付する。

2 民生児童委員等は、貸付申請調査書及び意見書を作成する。

第5節 被災商工業者の復興

略

1. 略

2. 自立の支援

略

3. 被災商工業者の資金対策

略

4. その他支援対策

略

第6節 被災農林漁業者への支援

略